

日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度細則

第1章 免疫療法認定医に必要な条件

第1条

日本臨床免疫学会免疫療法認定医(以下、認定医という)認定の申請を行うものは、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

1. 医師免許を有すること。
2. 申請時において日本臨床免疫学会(以下、本学会という)に累積して3年以上属しており、会費を完納していること。
3. 免疫抑制療法あるいは免疫に関する臨床経験があること。すなわち、自己免疫疾患・炎症性疾患、腫瘍、生殖医療、移植免疫に関する免疫抑制療法を含む免疫治療、あるいは先天性・後天性免疫不全症に関する診療の経験が30例以上ある
4. 過去に筆頭者として免疫治療に関連する学会発表または論文が3つ以上ある
5. 過去2年間に1回以上本学会学術集会に参加していること
6. 過去2年間に日本臨床免疫学会免疫療法認定医研修カリキュラム細則にて定める研修認定単位(以下、研修認定単位)6単位を取得していること

第2章 認定医の更新に必要な条件

第2条

認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

1. 医師免許を有すること。
2. 申請時に本学会の会員であり、会費を完納していること。
3. 申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から3年以内であること。なお、海外留学、病気、出産・育児、介護その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合はその限りではない。
4. 過去3年間に1回以上学術集会またはエビデンスレビュー研修会に参加していること
5. 過去3年間に研修認定単位9単位を取得していること

第3章 申請のための提出書類

第3条

認定医認定申請のために必要な書類は以下の通りとする。

1. 免疫療法認定医 新規認定申請書(様式1)
2. 履歴書(書式は自由)
3. 医師免許証(写し)

4. 免疫抑制療法あるいは免疫に関する診療担当患者一覧表（名簿形式で可。30名以上）
※資格要件3（様式7）
5. 免疫治療に関する学会発表の抄録集の表紙および抄録部分（写し）、および免疫治療に関する論文（写し） 計3つ
6. 過去2年以内の本学会総会参加証あるいはそれを証明できるもの（写し）
7. 過去2年以内の研修認定単位6単位の受講証あるいはそれを証明できるもの（写し）
8. 審査・登録料20,000円の払込金受領書（写し）
9. 新規認定医申請のための提出書類確認表（様式2）

第4条

認定医認定の更新を申請する者は、免疫療法認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出する。

1. 免疫療法認定医（更新）申請書（様式3）
2. 履歴書（自由書式）
3. 過去3年以内の本学会総会またはエビデンスレビュー参加証あるいはそれを証明できるもの（写し）
4. 過去3年以内の研修認定単位9単位の受講証あるいはそれを証明できるもの（写し）
5. 審査・更新登録料10,000円の払込金受領書（写し）
6. 認定医更新のための提出書類確認表（様式4）

第4章 審査料および登録料

第5条

審査・登録料は、次の通りとする。

- | | |
|------------|--------|
| 1 認定審査・登録料 | 20000円 |
| 2 更新審査・登録料 | 10000円 |

第6条

既納の認定審査・登録料は、返却しない。

第7条

既納の更新審査・登録料は、返却しない。

第5章 申請の時期および申請先

第8条

認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施の6ヶ月前に公示する。

第 9 条

申請先及び諸手数料送付先を日本臨床免疫学会免疫療法認定医制度事務局とする

第 10 条

全ての審査は、その年度内に完了する。

第 6 章 認定医移行措置

第 11 条

現在まで免疫治療の臨床、研究に携わり、第 12 条に定める資格、要件をそなえる者は、2018 年 1 月 1 日より 2 年間にわたり、移行措置の手続により認定医の資格を取得することができる。

第 12 条

移行措置を申請するに当たり、認定医の認定を申請する者は、以下の各項に定める資格、要件を全てそなえていなければならない。

1. 医師免許を有すること。
2. 本学会の会員であり会費を完納していること。日本臨床免疫学会に入会していない者は、入会して会費を納入していること。
3. 以下のいずれかであること。
 - ①自己免疫疾患・炎症性疾患、腫瘍、生殖医療あるいは移植免疫に関する免疫抑制療法を含む免疫治療の経験が 5 年以上ある
 - ②先天性あるいは後天性免疫不全症に関する診療の経験が 5 年以上ある
4. 過去に筆頭者として免疫治療に関連する学会発表または論文が 3 つ以上ある
5. 評議員のうち 2 名の推薦を有すること。

なお、現任の日本臨床免疫学会評議員は上記の条件を満たさなくても認定医として認める。審査・登録料は、次の通りとする。

移行措置による認定審査・登録料 10000 円

第 13 条

移行措置における認定医資格期限は 3 年とする。(以後更新を要する)

第 14 条

移行期間は 2 年間とし、2020 年 1 月 1 日以後は、移行措置による免疫療法認定医の資格を認めない。

第 15 条

移行措置における申請書類

1. 免疫療法認定医（移行措置）申請書（様式 5）
2. 履歴書(自由書式)
3. 医師免許証免許証(写し)
4. 免疫治療の経験が 5 年以上あることの宣言書（自由書式）
5. 免疫治療に関する学会発表の抄録表紙および抄録部分の写し、または論文の写し、計 3 つ
6. 評議員の推薦状 2 つ
7. 移行措置による審査・登録料 10,000 円の払込金受領証（写し）
8. 移行措置申請のための提出書類確認表（様式 6）

なお、現任の評議員は、4、5、6 の提出は不要である。

第 8 章 附則

この細則は、2017 年 9 月 28 日より施行する。

第 16 条

この細則は、認定医制度委員会および理事会の議決を経なければ改正、もしくは廃止することができない。